

茨木市男女共同参画に関する意識調査 ご協力をお願い

茨木市では、誰もがお互いの人権を尊重し、性別にかかわらず、社会のあらゆる分野の活動に参画する男女共同参画社会の実現をめざして、さまざまな施策に取り組んでいます。

このたび、市内の大学生のみなさんに、男女(ジェンダー)平等に関する意見をお聞きするWEBアンケート調査を実施し、男女共同参画施策の推進を図るための基礎資料にしたいと考えています。調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和3年●月

茨木市長 福岡 洋一

調査の概要

【調査項目】 男女共同参画に関する意識、デートDVについて、セクシュアルマイノリティについて、性別、年齢

【設問数】 19問

WEB アンケート調査回答方法

本調査は無記名調査で、この用紙に貼り付けている数字は、個人情報と結びついているものではありません。また、調査の回答から回答者のメールアドレスなどの情報を収集することはありません。

<WEB 回答方法>

1. 下記 URL を入力するか右のQRコードを読み取り、回答ページへアクセスしてください。

【WEB 回答ページ URL】 <https://al-form.tank.jp/survey/i10/>



2. トップページにアクセスして、下記のIDを入力の上、**回答を始める** を押してください。調査票の回答ページが表示されたら、順番に該当する番号にチェックを入れてください。

ID

3. 入力が終わったら、確認ページで回答内容を確認して、**送信する** を押してください。

4. インターネットでの回答は1回限りです。回答を送信されると、その後の修正はできませんので、ご注意ください。

問合先 茨木市 市民文化部 人権・男女共生課

電話 072(620)1640(直通) FAX 072(620)1725

メール jinken@city.ibaraki.lg.jp

(トップページ)

茨木市男女共同参画に関する意識調査

ご回答にあたってのお願い

- ご回答いただきました内容は、統計的な分析にのみ使用するものであり、それ以外の目的には使用しません。また、名前の記入も不要です。
- 回答は質問ごとの選択肢の中から、あなたのお考えに近いものを選んでください。質問によって、複数選んでいた場合があります。「その他」にあてはまる場合は、()内になるべく具体的にご記入ください。
- 回答終了後に「回答内容確認ページ」が表示されます。修正を行う場合は、「回答ページに戻るボタン」を押すことで、回答ページに移動して修正を行うことができます。
- 回答は1回限りです。回答を送信されると、その後の修正はできませんので、ご注意ください。

ID

回答を始める

実施主体 茨木市
問合先 茨木市 市民文化部 人権・男女共生課
電話 072(620)1640(直通) FAX 072(620)1725
メール jinken@city.ibaraki.lg.jp

問1 あなたは、男女の地位がどの程度平等になっていると思われますか。次の分野で、あてはまる番号に○をつけてください。(○はそれぞれ1つ)

	優遇されている 男性の方が非常に	どちらかといえば 男性の方が優遇さ れている	平等	どちらかといえば 女性の方が優遇さ れている	優遇されている 女性の方が非常に
ア 法律や制度のうえでは	1	2	3	4	5
イ 社会の慣習やしきたりでは	1	2	3	4	5
ウ 自治会などの地域活動では	1	2	3	4	5
エ 学校生活では	1	2	3	4	5
オ 雇用の機会や職業の選択では	1	2	3	4	5
カ 賃金や待遇では	1	2	3	4	5
キ 家庭生活では	1	2	3	4	5
ク 政治・経済活動では	1	2	3	4	5
ケ 社会全体では	1	2	3	4	5

問2 あなたは、「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか。(○は1つ)

1. 賛成
2. どちらかといえば賛成
3. どちらかといえば反対
4. 反対
5. わからない

《問2で、「1. 賛成」「2. どちらかといえば賛成」と答えた方におたずねします。》

問3-1 それはなぜですか。(○はいくつでも)

1. 女性が家庭を守った方が、子どもの成長などにとって良いと思うから
2. 家事・育児・介護と両立しながら、女性が働き続けることは大変だと思うから
3. 男性が外で働いた方が、多くの収入を得られると思うから
4. 日本の伝統的な家族のあり方だと思うから
5. 自分の両親も役割分担していたから
6. その他(具体的に)
7. わからない

《問2で、「3.どちらかといえば反対」「4.反対」と答えた方におたずねします。》

問3-2 それはなぜですか。(○はいくつでも)

1. 固定的な男性と女性の役割分担の意識を押し付けるべきではないから
2. 女性が働いて能力を発揮した方が、個人や社会にとって良いと思うから
3. 男性も女性も働いた方が、多くの収入を得られると思うから
4. 男女平等に反すると思うから
5. 家事・育児・介護と両立しながら、女性が働き続けることは可能だと思うから
6. 自分の両親もともに働いていたから
7. その他(具体的に)
8. わからない

《全員におたずねします。》

問4 一般的なこととして、女性の就労と結婚、出産、子育てとのかかわりについて、あなたの考えに最も近いものを選んでください。(○は1つ)

1. 結婚、出産にかかわらず、仕事を続ける方が良い
2. 子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続けるのが良い
3. 子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続けるのが良い
4. 子どもができるまで仕事に就き、子どもができたら家事や子育てに専念するのが良い
5. 結婚までは仕事に就き、結婚後は家庭のことに専念するのが良い
6. 女性は仕事に就かない方が良い
7. その他(具体的に)
8. わからない

問5 セクシュアル・ハラスメントについておたずねします。あなたは、次のような行為をされたことがありますか。(○はいくつでも)

1. 年齢や身体のことについて、不愉快な意見や冗談を言われる
2. 卑わいな言葉をかけられたり、わい談をされる
3. 身体をじろじろ見られる
4. わざと身体に触られる
5. 宴会などでお酌やデュエットを強要される
6. 性的なうわさを流される
7. しつこく交際を求められる
8. 性的な行為を強要される
9. どれも無い

問6 あなたは、次のようなことが配偶者・パートナーや恋人の間で行われた場合、暴力だと思いますか。

(○はそれぞれ1つ)	力にあたると思う	もあろうと思う	暴力にあたる場合	暴力にあたるとは思わない
	どんな場合でも	も	も	も
ア なぐる、ける	1	2	3	3
イ 物を投げる	1	2	3	3
ウ 何を言っても長時間無視し続ける	1	2	3	3
エ 大声でどなる	1	2	3	3
オ 「誰のおかげで生活できるんだ」「甲斐性なし」などの人格を否定するような言葉を言う	1	2	3	3
カ なぐるふりをして、おどす	1	2	3	3
キ 刃物などを突きつけて、おどす	1	2	3	3
ク いやがっているのに性的な行為を強要する	1	2	3	3
ケ 見たくないのにポルノビデオを見せる	1	2	3	3
コ 裸の写真を撮り、インターネットに流したりする	1	2	3	3
サ 生活費を渡さない	1	2	3	3
シ 交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視する	1	2	3	3

問7 あなたは、これまでに交際相手がいきましたか。(○は1つ)

1. 交際相手がいいた(いる)

2. いなかった

《交際相手のいた(いる)方におたずねします。》

問8 これまでに交際相手が、あなたに対して次のようなことをしたことがありますか。

(○はそれぞれ1つ)	あつた	あつた	ない
	何度も	1~2度	まったく
ア なぐったり、けったり、物を投げたり、突き飛ばしたりする等	1	2	3
イ 人格を否定するような暴言、大声でどなる、長時間無視する、ののしる、脅迫する等	1	2	3
ウ 性行為を強要する、避妊に協力しない、中絶を強要する等	1	2	3
エ 生活費を渡さない、仕事をして収入を得ることを制限する、貯金を勝手に使われる、相談なく借金を重ねる等	1	2	3
オ 外出や親族・友人との付き合いを制限する、電話やメールを細かくチェックする等	1	2	3

《問 8 で、1 つでもされたことがあったと答えた方におたずねします。》

問9 そのことを誰か(どこか)に相談しましたか。(○は1つ)

1. 相談した → (相談先:)
2. 相談したかったが、しなかった(できなかった)
3. 相談しようと思わなかった

《全員におたずねします。》

問10 あなたは、悩みや困りごとがあったときの相談は誰(どこ)にしますか。(○はいくつでも)

1. 母親
2. 父親
3. きょうだい
4. 祖母
5. 祖父
6. 1~5 以外と一緒に生活している人
7. 友人
8. 先輩・後輩
9. 恋人
10. 先生
11. 大学の相談室
12. 公的な相談窓口
13. 民間の相談窓口
14. その他()
15. 相談しない

問11 あなたは、LGBTをはじめとするセクシュアルマイノリティ※について、どの程度知っていますか。(○は1つ)

1. 言葉も意味も両方知っている
2. 言葉だけは知っている
3. 言葉も知らない

※セクシュアルマイノリティ・・・セクシュアルマイノリティ(性的少数者)を表す言葉の一つとして、次の言葉の頭文字をとって組み合わせた「LGBT」が使われることもあります。

L:レズビアン(女性を好きになる女性)、G:ゲイ(男性を好きになる男性)、B:バイセクシュアル(男女どちらも好きになる人)、T:トランスジェンダー(出生時に割り当てられた性別と異なる性別を生きる人/生きたい人)

また、現在は、Q:クイア、クエスチョニングなど(自分の性別や、好きになる相手の性別を決めていない人など「LGBT」だけでは表せないセクシュアルマイノリティ)を含めて「LGBTQ」と表現することが増えています。

問12 あなたは、今までに性自認(自分で自分の性別をどう思うか)または性的指向(どんな性別の人を好きになるか)に悩んだことがありますか。(○は1つ)

1. ある

2. ない

問13 LGBTをはじめとするセクシュアルマイノリティにとって、現状は生活しづらい社会だと思いますか。(○は1つ)

1. そう思う

2. どちらかといえばそう思う

3. どちらかといえばそう思わない

4. そう思わない

《問13で「1.そう思う」「2.どちらかといえばそう思う」と答えた方におたずねします。》

問14 どのようなことが生活しづらい社会にしていると思いますか。(○はいくつでも)

1. 家族、友人など周囲の人に相談できない
2. カミングアウト後、周囲の理解が得られない・態度が変化する
3. いじめ(悪口・嫌がらせなど)を受ける
4. 住居選択において偏見・差別がある
5. 医療の場において偏見・差別がある
6. 就職・就業において偏見・差別がある
7. 福利厚生において偏見・差別がある
8. 自認する性と異なるふるまいや服装などを強要される
9. 自認する性として利用できる施設・設備が少ない(トイレ・更衣室など)
10. 夫婦と同様に、同性パートナーとの関係を認めてもらえない
11. セクシュアルマイノリティの権利を守るための法整備が進んでいない
12. 行政機関などの相談・支援体制が不十分である
13. 性別の記入を求められる書類が多い
14. その他(具体的に)

《全員におたずねします。》

問15 茨木市のセクシュアルマイノリティ支援に関する取組を知っていますか。(○はいくつでも)

1. いばらきにじいろ相談

2. いばらきにじいろスペース

3. いずれも知らない

問16 あなたは、男女共生センター ローズWAMを知っていますか。(○は1つ)

1. 知っており、利用したことがある

2. 知っているが、利用したことはない

3. 知らない

あなた自身について

F1 あなたの性別は。(○は1つ) ※統計的な分析に必要であるため性別等をおたずねします。

1. 女性

2. 男性

3. ()

わからない、答えたくないなど自由にお書きください

F2 あなたの年齢は。

()歳

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

相談窓口

一人で悩まないでお電話ください。

※特別の記載が無い限り、年末年始を除く

施設名	電話番号	受付時間	休館日等
【女性相談(総合相談)】			
大阪府立男女共同参画・青少年センター (ドーンセンター) https://www.dawncenter.jp/jigyo/support.php	06-6937-7800	【火から金】 16時00分から20時00分 【土・日】 10時00分から16時00分	祝日 (土・日を除く)
大阪府女性相談センター	06-6949-6022 06-6946-7890 (FAX)06-6940-0075	9時00分から20時00分	祝日
【デートDV相談】			
大阪府女性相談センター	06-6949-6022 06-6946-7890 (FAX)06-6940-0075	9時00分から20時00分	祝日
	06-6946-7890(DV専用) (FAX)06-6940-0075	上記以外の時間帯、365日対応	
デートDV110番	050-3204-0404	【火から木】 19時00分から21時00分 【土】 18時00分から21時00分	
【性犯罪相談(被害や捜査に関する相談)】			
性犯罪被害110番(大阪府警察本部) https://www.police.pref.osaka.lg.jp/sodan/seihan110/4954.html	0120-548-110 または #8103	24時間、365日対応	
性暴力救援センター・大阪 SACHICO https://sachicoosaka.wixsite.com/sachico	072-330-0799	24時間、365日対応	
19歳までの子どもの性暴力の相談 SAP 子どもサポートセンター「サチッコ」	06-6632-0699	【水から土】 14時00分から20時00分	
【ストーカー被害相談】			
ストーカー110番(大阪府警察本部) https://www.police.pref.osaka.lg.jp/sodan/seihan110/4954.html	06-6937-2110	24時間、365日対応	
【その他相談】			
こころの電話相談 (大阪府こころの健康総合センター)	06-6607-8814	【月・火・木・金】 9時30分から17時00分	祝日
女性の人権ホットライン(大阪法務局)	0570-070-810	8時30分から17時15分	土・日・祝日
DV・セクハラ・性被害の電話相談 (大阪弁護士会)	06-6364-6251	【第2木】 11時30分から13時30分	